平成27年10月からマイナンバーを通知

マイナンバー制度が始まります

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用に関する法律（マイナンバー法）」が公布され、住民票を有する全ての人に一人一つの個人番号（マイナンバー）が付番されることになりました。マイナンバーという言葉自体を知らない方や、言葉は聞いたことがあるけれど内容がよく分からないという人のためにマイナンバー制度に関する基本的な疑問点にお答えします。

Q マイナンバーって、何？なぜ導入されるの？

マイナンバーは、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

また、マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であり、期待される効果としては大きく3つあげられます（上図参照）。

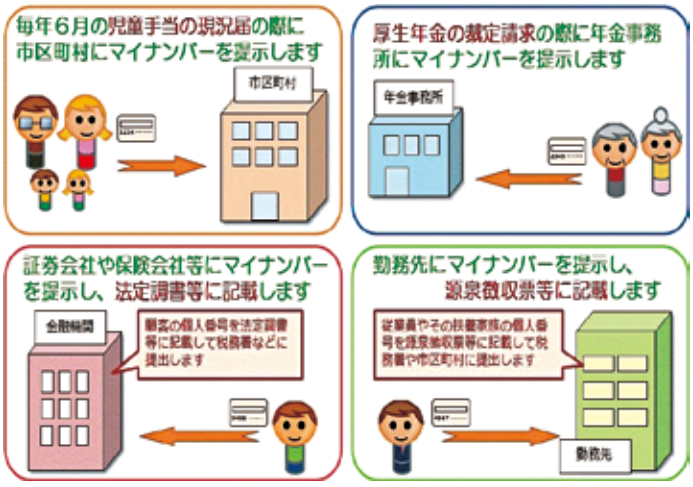

Q 自分のマイナンバーはいつ分かるの？

10月から12桁のマイナンバーが通知されます。また、中長期在留者や特別永住者などの外国人の方にも通知されます。

通知は、町から、原則として住民票に登録されている住所宛てにマイナンバーが記載された「通知カード」を送ることによって行われます。マイナンバーは一生使うもので、番号の漏えいなどで不正に使われるおそれがある場合を除き、一生変更されません。**マイナンバーはぜひ大切にしてください。**

Q マイナンバーはいつから誰がどのような場面で使うの？

平成28年1月からマイナンバーを利用した業務が始まります。

具体的には、年金・雇用保険・医療保険の手続、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続きなどで、申請書等にマイナンバーの記載を求められることとなります（右上図参照）。税や社会保険の手続きにおいては、事業主や証券会社、保険会社などが個人に代わって手続きを行うこととされている場合もありますので、勤務先や証券会社、保険会社などの金融機関にもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

Point 民間企業でもマイナンバーを取り扱います

民間企業は、従業員の健康保険や厚生年金の加入手続を行ったり、従業員の給料から源泉徴収して税金を納めたりしています。また、証券会社や保険会社等の金融機関でも、利金・配当金・保険金等の税務処理を行っています。

平成28年1月以降（厚生年金、健康保険は平成29年1月以降）は、これらの手続を行うためにマイナンバーが必要となります。そのため、企業や団体にお勤めの方や金融機関とお取引がある方は、勤務先や金融機関にご本人やご家族のマイナンバーを提示する必要があります。

また、民間企業が外部の方に講演や原稿の執筆を依頼し、報酬を支払う場合、報酬から税金の源泉徴収をしなければいけません。そのため、こうした外部の方からもマイナンバーを提供してもらう必要があります。

◆問い合わせ

・町総務課情報係（☎82－3111内線416）

・マイナンバーコールセンター（祝日・年末年始を除く、月～金曜日の午前9時半～午後5時☎0570－20－0178）

・マイナンバーホームページ（http://www.cas.co.jp/jp/seisaku/bangouseido/index.html）